

平成21年第8回定例会

# 清里町議会会議録

平成21年 12月21日 開会

平成21年 12月21日 閉会

清里町議会

平成21年第8回清里町議会定例会会議録(12月21日)

平成21年第8回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝 又 武 司	6番 藤 田 春 男
2番 加 藤 健 次	7番 細 矢 定 雄
3番 畠 山 英 樹	8番 中 西 安 次
4番 澤 田 伸 幸	9番 村 尾 富 造
5番 田 中 誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	橋 場 博
教 育 委 員 長	二 俣 勝
代 表 監 査 委 員	篠 田 恵 介
農 業 委 員 会 長	成 戸 昌 道
選 挙 管 理 委 員 長	若 松 明
副 町 長	櫛 引 政 明
総 務 課 長	古 谷 一 夫
町 民 課 長	小 笠 原 利 一 郎
建 設 課 長	坂 本 哲 夫
産 業 課 長	宇 野 充
保 健 福 祉 課 長	島 澤 栄 一

出 納 室 長	谷 秀 三
焼 耐 事 業 所 主 査	松 浦 聡
教 育 長	荻 野 美 樹
生 涯 教 育 課 長	斉 藤 敏 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 充

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	村 上 孝 一
主 査	鈴 木 美 穂 子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議会報告第1号	平成21年度定例監査の結果について
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第67号	清里町福祉センター条例を廃止する条例
議案第68号	網走地方教育研修センター組合規約の変更について
議案第69号	北海道町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
議案第70号	平成21年度清里町一般会計補正予算(第5号)
議案第71号	平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第72号	平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第73号	平成21年度清里町焼耐事業特別会計補正予算(第1号)
議案第74号	役場総合庁舎耐震補強工事請負契約の締結について
議案第75号	診療所医療機器購入(その1)契約の締結について
議案第76号	診療所医療機器購入(その2)契約の締結について
意見案第14号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について
意見案第15号	農業共済制度の見直しに関する意見書について
意見案第16号	季節労働者対策の強化を求める意見書について
意見案第17号	道立衛生学院の存続を求める意見書について
意見案第18号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書について
意見案第19号	平成22年度米戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書について
意見案第20号	新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書について
発議第3号	議員の派遣について
追加日程	
陳情第1号	暴力事件の処理請求要請について

開会 午前9時30分

開会・開議宣告

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から、平成21年第8回清里町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録指名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番 田中 誠君、6番 藤田春男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 加藤健次君。

2番（加藤健次君）

本定例会は一般質問、各会計補正予算など提案件数、議案の内容から判断して、本定例会の会期は本日、1日間とすることが適当と思います。以上が議会運営委員会の結果でありますので報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員会の報告どおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告5点について、ご報告申し上げます。

1点目、団体等からの要請についてであります。12月11日、清里町農業協同組合組合長より、清里町農業振興に係る要請について要請書の提出がありました。穀類乾燥調製貯蔵施設の整備に関し、農家組合員の負担軽減のため農協負担分の配慮について、併せて、農業振興施策の継続についての要請内容であります。詳細については3ページに写しを添付しておりますので、ご

参照いただきたいと存じます。

2点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。(1)管内町村議会議長会臨時総会について、12月3日、大空町で開催され村尾議長が出席いたしております。役員選挙については上湧別町と湧別町の合併に伴うもので、会長には前会長で新湧別町の渡辺議長が再選されました。その他、平成21年度決算見込み及び平成22年度事業、予算等について、報告・協議が行われました。(2)その他会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長・副議長・所管常任委員長を初め、各議員が出席いたしておりますのでご報告申し上げます。

3点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、報告申し上げます。

4点目、「例月現金出納検査の結果」について、平成21年11月分について4ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

5点目、平成21年第8回清里町議会定例会説明員等の報告について、5ページのとおりとなっておりますのでご参照いただきたいと存じます。以上で議長諸般の報告を終わります。

議長(村尾富造君)

これで議長諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長一般行政報告

議長(村尾富造君)

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長(橋場 博君)

町長の一般行政報告を申し上げます。

1点目の主要事業報告であります。特別叙勲についてであります。10月の23日に逝去されました、故小野博己氏に対しまして12月9日、旭日単光章伝達が行われました。旭日単光章と言うのは、昔の位に直しますと勲6等と言うこととなります。旭日と瑞宝がありまして、旭日の方を受賞されたと言うこととなります。

2点目の主要事業の執行状況であります。1枚はぐって頂きまして、一般廃棄物最終処分場の関係でありまして、1点目の浸出水の処理施設増設工事さらに、その下の埋立地増設工事共に11月30日の工期でありましたが、全て予定どおり終わっております。次に公営住宅の建設工事でありますけれども、これにつきましては1棟4戸でありまして、2LDKが2戸、3LDKが2戸でありまして、12月の10日、予定どおり完了いたしております。次、3ページの4線道路凍雪害防止工事であります。工期は5月から3月の19日までと言うことでありまして、種別でありますけれども道路の改良工事280メートル、進捗状況でありますけれども95パーセントでありまして、現在軟弱地盤の調査実施中と言うこととなります。

次、元にもどりまして主な会議・行事等の報告についてであります。農業振興計画策定委員会ではありますが、11月27日開催されまして委嘱状の交付をさせて頂き、現計画のアクションプランについての達成状況についての審議をお願いしているところであります。次、健康・子育て計画の答申でありますけれども、12月3日、枝崎委員長より平成22年から26年までの後期5ヵ年の基本計画の答申を頂いた次第であります。次、第4回の清里町地域産業振興懇話会の関係

でありまして、12月4日役場で開催されました。内容は記載のとおり地域経済対策等について、それぞれ記載の出席者から意見をいただき、意見交換をした次第であります。次、自治会長会議でありまして、12月7日福祉センターで開催されました。それぞれ役場から関係課長が出席をいたしまして、件案の事項についての質問をさせて頂いた次第であります。以上を申し上げます、町長の一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで町長一般行政報告を終わります。

#### 日程第5 教育長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 荻野美樹君。

教育長

教育長の一般行政報告を申し上げます。

1の主要事業報告であります。平成21年度網走管内市町村教育委員大会につきましては、12月の7日、網走市において開催され全教育委員が出席をいたしております。大会の内容であります。平成21年度の網走管内教育功労者に対する表彰式並びに研修会が開催されております。教育功労者表彰式におきましては、長年に渡り管内教育推進に貢献されました6名の方が網走管内教育委員会より表彰されたところでありますが、本町関係者といたしましては、20年間体育指導委員として本町の社会教育振興にご貢献頂きました、前橋賢一氏がその功績を称えられ表彰をされたところでございます。

2の主な会議・行事等の報告についてであります。1点目の網走東部地区PTA連合会母親研修会ですが、11月28日、プラネット多目的ホールに於いて開催されました。本研修会は、清里町PTA連合会、教育講演会ならびに清里町子育てを考える集いを兼ねて開催されまして、町内外から180名の参加を頂き、大変活発で有意義な研修が出来たと感じているところでございます。2点目の平成21年度53回清里町文化祭ですが、12月4日から6日までの3日間、プラネットを会場に開催されました。展示部門におきましては10団体、個人で6名の方が出展され、また舞台部門におきましては記載の3部構成で実施されたところであります。3日間を通じ1千800名の来場を頂き、盛会裏に終了をいたしております。3点目の平成21年度清里町文化賞受賞式ですが、12月6日、プラネットの文化祭会場において挙行され、木考同好会会長として長年に渡り本町の地域文化に寄与された、村上 武氏に文化奨励賞を授与したところでございます。以上を申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

#### 日程第6 議会報告第1号

議長(村尾富造君)

日程第6 議会報告第1号 平成21年度定例監査の結果についてを議題とします。監査委員の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

代表監査委員(篠田恵介君)

平成21年度定例監査の結果についてご報告させていただきます。

(以下、報告書の通り)

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

これで議会報告第1号 平成21年度定例監査の結果についてを終わります。

#### 日程第7 諮問第1号

議長(村尾富造君)

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長(櫛引政明君)

ただ今上程されました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。本件につきましては、現在委員をされております小松修二氏が平成22年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定につきましては、市町村長は法務大臣に対して人格識見が共に高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について理解のあるものの中から議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない、とする規定でございます。小松修二氏は羽衣町21番地にお住まいで、昭和15年9月20日生まれの満69歳の方でございます。人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、満場でのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。次のページに履歴等を記載いたしておりますので、ご参照を頂きたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり推薦することに決定しました。

#### 日程第8 一般質問

議長(村尾富造君)

日程第8 一般質問を行います。発言を許します。田中 誠君。

5番(田中 誠君)

先に通告いたしております少子化に対応した教育振興について、教育長、町長の所見をお伺いしたいと思います。今回の質問につきましては、今年の3月の定例議会において一般質問で畠山議員が教育長の考えをお聞きしたところでありますが、再度、9ヶ月が経過した中で教育長の考え方やその後の経過についてお伺いしたいと思います。

まず、この問題につきましては町内の小学校から中学校へ生徒が集まる訳でありまして、今年の中学1年生は40名でありまして道教委が認める2学級編成にはならず40名1クラスと言う大変窮屈な数ヶ月を経過したところでありますが、そこで、この問題につきまして今後の対策と現状についてお伺いをしたいと思います。

次に他町村に見る独自の教員配置についての考え方ではありますが、3年前の教育制度改革により上湧別町(現湧別町)、津別町が実施されていると聞いているところでありますが、教育指導と更には学級運営様々な困難な課題を少しでも解決するべく独自の教員配置について踏み切ったことと思いますが、わが清里町独自の教員配置について、この問題について2点について教育長の考えをお伺いしたいと思います。

次に町長にお伺いしたいと思います。私も学校を拝見させて頂く機会がありますが、小中学校ともに大変素晴らしい施設環境の中で教育が行われていると感じているところでありますが、しかし、少子化に伴い今後さらに生徒数が減少する傾向にある訳ですが、現在の町内の生徒数の推移を見ると際どい数ではありますが、中学入学においては平成24年度までは2クラスを維持できるのではないかと思う訳ではありますが、今の中学1年生40名を小学級2クラスにして学びやすい環境づくりに対する行政としての支援策、どのように考えておられるのかこの点についてお聞きしたいと思います。

議長(村尾富造君)

教育長 荻野美樹君。

教育長

ご質問の少子化に対応した教育振興についてお答えを申し上げたいと存じます。

1点目の清里中学校新1年生に対する対策と現状についてであります。ご質問にありますように本年4月に中学校に入学しました1年生は40名で1学級となったところでございます。1学級40名になったことに伴う学習指導、生徒指導等に対する対応と現状についてと申すことであります。学習指導面におきましては教科によりまして理解度、習熟度に応じた小人数授業や2クラスに分けての授業、また放課後等授業以外での学習サポート等を実施するなど基礎学力の向上と習熟度を高めるために努めてきたところでございます。また生徒指導の面におきましてはピアサポートプログラムにおける対人関係の能力育成を図るとともに休み時間においても教室に教員を配置するなど日常的な教育相談の実施、また学校行事等を2クラスに分けての実施などの対応を行ったところでございます。現状におきましては、不安を抱える生徒も見当たらない状況の中で授業が行われているところでございます。

2点目の今後の生徒数・学級数の見込みと独自教員配置についてであります。12月1日付けで把握しております生徒数・学級数につきましては、平成22年度入学者数は45名、平成23年、24年はともに41名、平成25年が35名、平成26年が36名、平成27年が44名、平成28年が38名、このようになっておまして、平成25年、26年、28年においては1学級となる見込みであります。平成23年と24年におきましても現在のところの在籍者が41名でありますので、転出等によりまして1学級になることも懸念されるところでございます。多人数学級における独自教員配置についてであります。議員ご指摘の通り管内におきましては平成21年度に2町が独自に教員を配置し多人数学級の解消を図っておりますが、1町につきましては本年度限りの特例的措置と申すことで22年度以降については白紙であると、このようにお聞きをいたしております。この多人数学級につきましては各市町村、児童生徒数の減少による学級減に伴いまして増加しているところでありまして、本町のみならず管内的な課題でありまして網走管内教育長部会においても協議・検討を重ねているところであります。多人数学級解消は単年度で終了するものではなく継続して実施する必要があり、また複数学年について対応を要することも考えられるところでございます。長期間、複数の教員を市町村が独自に採用するに当たっては多額の財政負担を伴うことから市町村独自の対応が困難であり、管内教育長部会としても北海道教育委員会に対し30人学級の早期実施について文部科学省に対し強く働きかけをするよう要請をいたしているところであります。今後とも国、道に対し30人学級の早期実現について強く要請を行って参りたいと考えております。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

3点目の少子化対策の一環としての、教育環境充実のため独自の教員配置など、行政の支援策についてお答えを申し上げたいと思います。

清里町は第4次総合計画に基づき心豊かに生きるための学びや生きがいを創るまちを目指しまして、学校教育や社会教育の振興を推進いたしているところであります。また、少子化対策の一環事業といたしまして清里町の未来を託す人づくり事業や学童保育事業なども行っております。

が、過疎化や少子化に伴いまして児童生徒数は年々減少し続けているのが現状な訳であります。学校基本調査では、小学生では過去5年間17パーセント、中学生におきましては12パーセントの児童生徒数が減少いたしている訳であります。この様なことから中学校におきましては、先ほど答弁がありましたように平成21年度の新1年生は40人となりまして1学級となったところであります。独自の教員配置など行政の支援策についてであります。1学級40名編成と言うのはご承知のように文部科学省の学校編成基準に基づくものであります。多人数学級解消、1学級30名編成は全国的に要望があるところでありまして、基本的には国あるいは北海道の責任においてなされるべきものと考えているところでもあります。多人数学級の解消につきましては網走支庁管内においても大きな課題となっております。教育委員会とも連携を図りながら30人学級の早期実現に向けまして取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う訳であります。以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

田中 誠君。

5番（田中 誠君）

教育長にお伺いしたい訳でありますけれど、国、道に要請をしておられると、こう言う訳であります。今のところ先が見えない状況の中で期限付き教員の臨時採用につきましては年間の経費が、1人採用するとどれ位掛かるものなのか。先ほどの教育長の答弁の中では経済的負担も多いと言うことである訳ですが、年間で1人採用するとどれ位掛かるものかお伺いします。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

町独自で職員を採用する場合がございますが、その前に1点、市町村が独自に臨時の教職員を採用する場合において道教委のほうから指導がございまして、あくまでも市町村で採用する場合も北海道教育委員会が採用する教員と同等の扱いが求められると言うようなことで、身分ですとか給与とか退職手当組合等、そういう勤務条件等、北海道の条例に合わせて市町村の条例において身分を保障しなさいと言うようなことがございます。年齢にもよりますが、この道の基準に当てはめて職員を採用するということになれば20台の若い先生でも年間だいたい500万から600万の経費が掛かるかと言うふうに押さえております。

議長（村尾富造君）

田中 誠君。

5番（田中 誠君）

500万から600万、こう言う経費が掛かるということもございますけれども、私が考えるには、この500万掛かるとしても地元で生活する訳ですから地元の経済効果、こう言う部分で考えるとさほど大きな財政難と言うふうには考えられない訳であります。

そう言うことで思う訳でありますけれど、次にお聞きしたいと思いますが、教育委員会として1クラス40名についての会議が開かれていると思う訳でありますけれど、この数ヶ月が経過し、教育委員会としてどのような反省、評価がなされているのかお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）  
教育長 荻野美樹君。

教育長

ご指摘の通り、教育委員会におきましても本年1月から3月にかけて再三にわたりこの問題について協議をいたしたところでございます。ただ今申し上げましたように多人数学級の解消と言うのは今の1年生のみで終了するものではなく、今後入ってくる子供たちも多人数学級が懸念されると、将来的には中学校全ての学年が同じような状況になって来ると言うことで、そうなれば3名の職員を採用して行かなければならないと。これが例えば30人学級が良いのか、本町として35人学級まで上げてやるのかと言うこともございますが、そのような議論も再三しているところでございますが学校のほうでの取り組み、先ほど申し上げた通り習熟度別学習でありますとか授業によっては2クラスによる学習、それらの取り組み状況を学校のほうから報告を受け教育委員会として協議している訳でございますが、もうしばらくの間は現状での取り組みを進めて行くと言うことが現在のところの教育委員会としての全体の考え方でございます。

議長（村尾富造君）  
田中 誠君。

5番（田中 誠君）

この先、来年は45名、再来年は41名、その次の年も41名と、数字的にはそうっておりますが、取りあえず今年の1年生の件でありまして。今後3年先、4年先になりますと、このまま続けて行けば先生の数も3人必要、そう言うことになろうかと思いますが取りあえずは今の1年生、来年は2年生になる訳であります。上の3年生は2クラス、来年入学する1年生は2クラス、その中で今の1年生は1クラス。2クラスは良い面もありまして、A・Bクラスがあって良い意味での競い合い、クラスごとの。そう言うプラスの面が大いに考えられると、この様に感じられる訳であります。そう言うことで私も数日前に清里中学校に訪問させて頂きまして40名1クラスを拝見させて頂きました。他の20名のクラスも拝見させて頂きましたが、まず、この40名クラスに入った時、ドアを開けて入った時に異様な圧迫感、狭い空間の中で何とも言い難い雰囲気はまず第1の印象でした。狭いものですから机が2つ並んで授業を受けられていましたが、見ておきますと隣の生徒同士で肘が擦れあったり、教科書が隣の机に被さっていたり、こう言う光景を見てきた訳であります。清里の環境の良い中で育ってきた子供たちですから問題も無かるうかと思いますが、やはりその中で1時間我慢して授業を受ける、そう言う子供たちに何とかしたいと強く感じて帰ってきた訳であります。このような現状を見た時父母の方たちはどう思うか。今は1年生でありますけれども2年生、3年生になると今の中学生は身心ともに成長期でもありますので、体も大きくなる訳であります。こう言う問題、大多数の父母は2クラス編成を望んでいるのではないかと、教育長もご存じと思う訳でありますけれども。勿論、教育長始め教育委員

会の皆さんも現状を把握しているのではないかと思いますけれども、この点についてどのように感じておられるのか再度お伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）  
教育長 荻野美樹君。

教育長

初めに1点目の2クラス制と言うことですが、確かに色々な部分で2クラスが有ると言うことになりまして学年同志でも、学校行事でもお互いに競い合うと言うこともございますし、非常にそう言う面では宜しいのかと思いますけれど、今のところ色々な学業行事については2つに分けてそのような部分、競い合うような部分も作るような取組みをさせて頂いているところでございます。40名が一つの教室に入る訳でございますので、教室が狭隘な面が多々あるかどうか言うふうには感じているところでございます。ただ、この多人数学級、これの解消については我々も色々頭を悩ませていると言いますか検討しているところで、10月にも管内の教育長がこの問題で2時間ばかり討論をしたと言うような経過もあります。こんな中で国の基準もさることながら、他府県では他府県独自でこの問題に取り組んでいるところが沢山ある訳でございます。そう言うようなことで北海道教育委員会に対しても、私どもも道教委独自でこの対応を検討して頂きたいと言う要請を行っているところでございます。今、道教委で対応しているのは、国の加配の人数からその人数を全道でモデル校を決めてやっている訳でございますが、このモデル校、道でやっているのは小学校1年生と2年生、それから中学校1年生、全道で25校から30校をモデル校として小人数学級を道のほうでは取り入れているところでございまして、何とかこの枠を広げてうちにも何とか加配を頂けないかと言う話を道教委のほうにはしている訳ですけど、何せ全道で25から30でするので非常に少ない中でこちらの方は廻って来ていないと言う状況にございます。国からの加配で配分を受けている北海道の人数は全道で326名しか居ない訳でありまして、そう言う少ない人数ではなかなか国に頼っては出来ないんじゃないかと言うことで、道独自で学力向上の意味からもやって頂きたいと言うお話を再三に渡って行っているところでございますが、なかなか、この多人数学級の解消のため市町村独自で大勢の先生を抱えるということには非常に問題もございまして、道にも強く要請をして何とか多人数学級を解消できるような方法、管内の教育長部会としまして働きかけをして行きたいと、この様に思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

議長（村尾富造君）  
田中 誠君。

5番（田中 誠君）

多人数学級の解消と言うことで、いろいろ教育長もご苦労をなされまして色々な方面に要請をしていると言うのも分かる訳であります。しかしながら現実、そう何年も待っている訳にはいかない訳でありまして、その内に何年も経った時には生徒も少なくなって必要が無くなって来るんです。これは緊急な課題だと言う訳であります。そこで1クラス40名につきまして中学校の教職員との意見交換とか、学校側の意見を聞いておられるのか。先生たちの意見を伺いたいと思

ます。

議長（村尾富造君）  
教育長 荻野美樹君。

教育長

学校側の意見でございますが、学校の校長以下管理職の方とは逐次お話をして状況等をお聞きしているところでございます。学校も1クラス40名と言うのは初めての対応な訳でございますが色々苦慮されているところでございますが、非常に教職員の皆様方のご協力を頂きながら子供たちに問題が出ないようにと言うことで、先生たちにも大変ご苦勞を掛けていると言う部分は私どももお聞きしているところでございますし、教育委員会全体としましてもその様に認識しているところでございます。

議長（村尾富造君）  
田中 誠君。

5番（田中 誠君）

多人数学級、これにつきましては先生たちも大変ご苦勞なされて色々努力されておられていると思う訳であります。ただ、小人数学級に対しての教育効果というもの、多人数学級でも良い面が有る訳であります。やはり今、私が考えるには少人数学級の教育効果、これが大きいのではないかと、この様に考える訳であります。色々な面、個々への生徒に目が届きやすくなる、そう言う中でつまずきのある生徒に対して配慮ができるとか、または個別指導の時間ができることにより基礎、基本が、個人に応じた指導による学力の向上が期待できる。または教室内に余裕の空間ができることから精神的にも安定するのではないかと。教員が人間関係を把握してトラブルを未然に防ぐことや学習に対する意欲を高めると言うことができる。その他色々考えられることがある訳ですが、こういった面を重視して今後さらに考えて頂きたいと思う訳ですが、この点についてどう思われるか伺います。

議長（村尾富造君）  
教育長 荻野美樹君。

教育長

小人数学級、学力向上と言うことで小人数学級がふさわしいのではないかとと言うご質問でございます。この件に関しましては議員各位もご存じと思いますが、全国学力・学習状況調査、これによりまして北海道は全都道府県の非常に下位の方に位置していると言うようなことで、道議会においても学力向上のために教員の増員、こう言うこともかなり質問がされているようでございますが、道教委としては今のところ独自に採用する考えは無いと言うようなところで、国におきましても今、22年度の予算編成がされているところでございますが、文部科学省では22年度に5千500名の教員の増と言うことで予算要望をいたしております、何か報道関係を見ますとこれには手当てがされるのではないかと考えておりますが、ただ我々が心配しておりますのは

この5千500人の教員の増員につきましてはある程度限られた部分の5千500人でありまして、一般的にはなかなか増員にならないのかと。この5千500人の内訳を見ますと理数関係の小人数学級ですとか特別支援学級の関係の増員、それから外国人への日本語の指導、こう言うのに当てるのに5千500人を増員すると言うようなことをごさいます、我々としましては今このように管内、全道的にも課題となっております多人数学級の解消をするために教員の増を何とかお願いしている訳でございますが、ここの部分には未だ付いていないのかと言う感じもいたしている訳でございます。やはり1番大切なことは子供たちに確かな学力をきちんと付けることでございますので、色んな部分あるかと思いますが学校の方とも良く協議をしながら、そのための手立てが、どう言うようなことが教育委員会としてできるのか、教育委員会全体の中でもまた今後とも議論して参りたい。この様に思っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（村尾富造君）

田中 誠君。

5番（田中 誠君）

色々お聞きした訳でありますけれども、取りあえず今の1年生、2クラス編成にしていくと言う論議が、上の方に要請して行くと言うことは頑張っけて引き続きやって頂きたいと思う訳ですが、1年生の2クラス編成について再度検討して頂きたいなど、この様に考える訳であります。

最後の質問としたいと思いますが、子供たちは清里町の宝でありますし、町長始め教育長の強い指導力の基で、またPTAさらには町民の支援のもとに学力的にも全国レベルに近い数字に達したと聞いております。北海道は全国レベルから低い位置と言われている中で関係者が努力されて素晴らしいことと感じている訳であります。そう言った面から教育委員会を始めとする関係各位の皆様には敬意を表するところであります。しかし、これに甘んずることなく更なる学力アップを願うところでもある訳でございます。それに加えて教育環境づくりが不可欠と思う訳でありまして、教育委員会始め行政、または町民の力で今に増した教育推進を願う訳であります。清里の素晴らしい校舎、環境の中で、大きい夢のような話であります将来的に、子供を清里の学校で学ばせたいと言った将来的な状況を、他町村から定住・移住がなされるような教育環境整備を再度検討願うところであります。最後に教育行政の責任者である教育長、そして行政全般の最高責任者である町長に今までの私の質問に対するお考えがあればお聞きして私の一般質問を終えたいと思います。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

田中議員さんのご質問でお話ございました様に、おかげ様を持ちまして各学校の大変なご努力を頂きまして今お話がありましたように本校の児童生徒の学力と言うのは管内的にもかなり高いレベルでありますし、全国平均を、全国学力・学習状況調査においても全国平均を上回るような結果が出ているところでございます。ただ、これは単年度で出来ることではございませんし、ちょっと気を抜くとすぐに学力が下がってしまう訳でございます。教育委員会として考えなければ

ばならないのは子供たちの10年後、20年後、社会に出て社会人としてきちんと生活ができるような人間づくりを考えなければならない訳でございます、その為には、やはり小学校、中学校で基礎的学力をきちんと教えて、そして社会に出すと言うような考え方を持ちまして、学校と教育委員会が一体となりまして子供たちの学力向上のため今後とも努力をして行きたいと、このように思っておりますので、そのような事でご理解を賜りたいと、こう思います。

議長（村尾富造君）  
町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

教育関係につきましては先ほど教育長の答弁にありましたように、全国の学力調査によりまして清里町は上位のほうであるとお話もお聞きいたしまして、関係者の皆様方に心から敬意を表する次第であります。また、町の教育関係につきましても教育委員会とも十分に連携を取らせて頂きながら最善の努力を傾注して参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第であります。

議長（村尾富造君）  
田中 誠君。

5番（田中 誠君）

先ほど最後と言ったんですが、2クラス編成、これは今一度、町長以下もう一度しっかりと論議を、してきた訳でしょうが再度検討をして頂きたいと要望を申し上げ、私の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（村尾富造君）  
これで田中誠君の質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

議長  
ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分  
再開 午前10時45分

日程第9 議案第67号

議長（村尾富造君）

日程第9 議案第67号 清里町福祉センター条例を廃止する条例についてを議題とします。  
本件について提出者の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第67号清里町福祉センター条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。議案書を1枚お開き頂きたいと存じます。今般、福祉センターにつ

きましては、施設の老朽化に伴い取り壊しを行う予算を先の11月臨時議会において議決頂き、今後年度内に工事の発注および事業の執行を行うことから、同条例を廃止するものでございます。なお、附則は施行日を規定いたしております。また、跡地に国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業によって建設する地域資源活用交流促進施設につきましては、今後建設事業の推移に併せ、新たな条例の提案をさせていただきます。以上で提案理由とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第67号 清里町福祉センター条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第68号

議長（村尾富造君）

日程第10 議案第68号 網走地方教育研修センター組合格約の変更についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。生涯教育課長。

生涯教育課長

ただ今上程されました、議案第68号網走地方教育研修センター組合格約の変更について提案理由の説明を申し上げます。議案書の1ページをおめくり下さい。網走地方教育研修センターにつきましては、網走管内の教職員研修および調査研究機関として網走管内各市町村による一部事務組合が運営を行っており、その規約変更については地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものとなっております。今回の改正につきましては、組合を構成する上湧別町と湧別町が合併し、湧別町になったことにより構成市町村の変更に関わる規約の変更であります。それでは別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料の1ページをお開き願います。訂正箇所については、アンダーラインで示しております。第3条中、上湧別町、湧別町を湧別町に改めるものです。下段の別表につきましても同様の内容変更であり、附則につきましては施行期日を北海道知事の許可のあった日から規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第68号 網走地方教育研修センター組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第69号

議長（村尾富造君）

日程第11 議案第69号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第69号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてご説明申し上げます。

北海道市町村備荒資金組合につきましては北海道の全市町村が加入し、風水害をはじめとした自然災害等が発生した場合の復旧費を財源的に支援、相互補完するため基金拠出により業務運営を行っておりますが、今般、平成21年10月5日に紋別郡上湧別町と湧別町の合併により、組織する市町村の数が180市町村から179市町村に減ることから、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、同項においては、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し又は変更しようとするときは、関係地方団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可をうけなければならないと規定いたしております。また、同組合の規約第3条において組合を組織する市町村については、北海道内の市町村をもって組織すると規定されていることから規約そのものの変更は生じません。提案の内容についてご説明申し上げます。1、組合を脱退する市町村は上湧別町と湧別町の2町です。2、新たに組合に加入する市町村は新たに廃置分合により誕生した湧別町となります。3、脱退及び加入の日は、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事の許可のあった日とします。理由については先にご説明したとおりであり、以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第69号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減については原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第70号

議長(村尾富造君)

日程第12 議案第70号 平成21年度清里町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第70号平成21年度清里町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は第1条第1項に記載の通り、歳入歳出にそれぞれ2億1千984万6千円を追加し予算の総額を58億8千387万3千円とするものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、今回の補正は先に交付決定がなされていた農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業について、去る11月26日付で追加割当内示が行われましたので事業の追加執行に向け所要の補正を行うものでございます。また、併せまして国の1次補正に伴う関連事業の追加補正や事業費確定による調整措置、更には給与費の共済費関係及び給付事業の過不足の調整等の補正を行うものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては議案書を4枚お開き頂きたいと存じます。第2表の地方債の補正は変更であり、臨時財政対策債の発行許可限度額の確定及び交通安全施設整備事業債以下3起債につきましては、事業費確定による限度額の増減変更を行うものであり、4起債合わせまして、限度額1千700万円の増額変更となります。

それでは、歳入歳出補正予算の内容についてご説明申し上げます。まず始めに、今回の補正の概要と補正を提案させていただく主な施策・事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料をお手元にご用意下さい。資料の2ページをお開き下さい。それでは審議資料の2ページ、補正予算概要よりご説明申し上げます。なお、事業費内の上段の括弧内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源内訳については資料に記載の通りであり、特異的なもの以外は

説明を省略いたします。総務費の1項給与費、1目職員給与費につきましては共済組合負担金掛け率の変更により不足の所要額を補正するものであり、補正額は870万円となります。2項総務管理費、7目防災対策費、全国瞬時警報システム整備事業160万円の補正は、緊急地震情報等の時間的余裕のない事態が発生した場合の瞬時警報通信システムが全国一斉に整備されるものであり、受信設備の整備に要する経費を補正いたしてまいります。財源の道支出金140万円は防災情報通信設備整備事業補助金となります。民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、介護職員処遇改善交付金事業150万円の補正につきましては、国の緊急経済対策による時限的な制度として、介護職員の処遇改善対策に取り組む事業者に対して財政的な支援措置がおこなわれることから、所要の補正措置を講じるものです。財源のその他150万円につきましては、雑入の介護職員処遇改善交付金となります。衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、新型インフルエンザワクチン接種扶助事業につきましては、ワクチンの接種費用につきまして町民税非課税世帯の接種対象者の方々への負担支援措置を行うものであり、補正額は222万1千円となります。なお、財源の負担割合は国2分の1、道4分の1、町4分の1となっております。農林水産業費、1項農業費、6目農山漁村活性化対策費、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業につきましては、農協が事業主体となる穀類乾燥調製貯蔵施設整備につきまして追加割当内示があったことから、当該事業にかかる農協への事業交付金2億2千965万円を補正するものです。なお、財源は全額、国庫補助金となり今回の補正により、2ヶ年計画であった施設が全て本年度予算をもって整備されることとなります。

それでは続いて、事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書をご用意下さい。歳出よりご説明申し上げますので桃色の表紙となっている一般会計の事項別明細書6ページをお開き下さい。歳出よりご説明申し上げます。総務費の1項給与費、1目職員給与費870万円の補正は、先ほどご説明申し上げた共済組合負担金の補正となります。総務費の2項総務管理費、2目財産管理費12万円の補正につきましては3件の寄附金をいただきましたので、内町振興への寄付金2件・10万円につきましては財政調整基金へ、ふるさと寄付金1件・2万円につきましてはふるさと事業基金への積立てを行うものでございます。7目防災対策費160万円の補正につきましては、事業概要でご説明いたしました全国瞬時警報システム整備工事請負費となります。3項開発促進費、1目企画振興費34万5千円につきましては、第5次総合計画策定にかかる策定委員会の開催が、現在、月1回の開催ペースで審議が行われており、既定予算の不足が見込まれることから所要の委員報酬を補正するものでございます。7ページ、9項地域振興費、1目地域振興対策費につきましては財源の振替え措置であり、事業費の確定に伴う経済対策交付金の充当調整により国道支出金240万9千円を増額し、同額を一般財源より減額いたします。民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費150万円の補正は、事業概要でご説明した介護職員処遇改善交付金事業に係る補正であり、交付金の同額を事業運営者である老人保健施設きよさと運営業務委託料として補正を行うものでございます。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費360万円の減額につきましては、政府の事業見直しにより子育て応援特別手当支給事業が取り止めとなったことから全額減額するものでございます。衛生費の1項保健衛生費、2目予防費222万1千円の補正は新型インフルエンザワクチン接種扶助、3目各種医療対策費127万円の減額は19節負担金補助及び交付金において平成20年度療養給付費清算確定に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金が113万1千円の増額補正。8ページをお開き頂きたいと存じます。20節扶助費におきましては今年度の

医療費扶助実績及び今後の見込みから給付の全体調整を行うべく、重度心身障害者については322万円の減額、乳幼児及びひとり親家庭等につきましてはそれぞれ記載の増額補正を行うものでございます。28節繰入金240万1千円の減額につきましては、保険基盤安定基金の確定により後期高齢者医療特別会計への繰出しについて減額措置を行うものでございます。なお、特定財源378万8千円の減額につきましては、道負担金及び補助金となる保険基盤安定負担金が179万4千円、医療費補助金が199万4千円となっております。農林水産業費、1項農業費、6目農山漁村活性化対策費につきましては、先ほど事業内容を補正概要でご説明申し上げましたが、農協が事業主体となる穀類乾燥調製貯蔵施設の整備について2億2千965万円を追加交付するものでございます。土木費の1項道路橋梁費、2目道路新設改良費703万4千円の減額補正につきましては、補助・交付金事業の確定による補正措置を行うものであり、13節委託料及び22節補償補填及び賠償金について記載の額を減額いたします。特定財源の国道支出金88万円の減額は国庫補助金、地方債につきましては先ほどご説明申し上げました。9ページをご覧いただきたいと存じます。2項都市計画費、1目公園費75万8千円につきましては、18節備品購入費において草刈り機購入に係る執行残が確定いたしましたので減額するものでございます。消防費41万5千円の補正につきましては共済費及び人件費等の調整措置として、本部負担金を41万円減額、清里分署負担金を82万5千円増額補正いたします。なお、特定財源の地方債430万円の減額につきましては、過疎債充当の高規格救急車及び車庫の事業費確定による財源調整となっております。教育費、2項小学校費、1目学校管理費325万9千円の減額補正につきましては、緑町小学校屋内運動場耐震補強工事請負費の確定によるものであり、特定財源となる国庫補助金及び地方債も合わせて減額調整いたします。2目教育振興費604万9千円の減額補正につきましては、6月定例会におきまして補正いただいたスクールニューディール関係事業の事業費確定及び政府の事業見直しによる理科教育備品整備事業に対する国庫補助の取り止めに伴う一般財源への振替え措置を講じるものでございます。18節備品購入費におきまして理科教育備品購入費を2万2千円、学校情報通信技術備品購入費を602万7千円減額補正いたします。また特定財源につきましては、事業費確定及び理科教育国庫補助取り止めによる国庫補助金759万7千円の減額を行い、理科教育備品購入については町単独事業として全額一般財源を充当いたしてまいります。10ページをご覧いただきたいと存じます。3項中学校費、2目教育振興費273万5千円の減額補正につきましても、小学校費と同様の補正措置であり、それぞれ記載の備品購入事業の減額及び特定財源の補正を行うものです。なお、18節器具購入費69万2千円の減額につきましては剣道防具等の購入に係る減額措置となっております。

それでは引き続き歳入につきご説明いたしますので、1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括でご説明申し上げます。13款国庫支出金から20款寄附金までは、全て補正概要及び事項別明細書の歳出のなかでご説明申し上げます。なお、16款繰入金2千202万2千円の減額につきましては、一般財源の充当により地域福祉基金からの繰入を全額減額するものでございます。また、財源調整として一般財源である9款地方交付税を642万5千円補正してまいります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第70号 平成21年度清里町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第71号

議長（村尾富造君）

日程第13 議案第71号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第71号平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第2項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ345万9千円を追加し予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9千635万3千円とするものでございます。

第1条第2項につきましては別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書にてご説明申し上げます。それでは歳出よりご説明いたしますので事項別明細書の2ページをお開き下さい。今回の補正は、前期高齢者医療交付金の確定に伴う財源振り替えと退職被保険者に係る診療件数の増加による一般被保険者療養給付費との予算調整および、高額医療、高額介護合算制度に伴う療養費の補正が主な内容でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金386万9千円の減額補正につきましては診療件数の減によるものでございます。特定財源のその他345万9千円は前期高齢者交付金でございます。2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金533万9千円の補正につきましては、受診件数の増加及び1件当たりの医療費の伸びによるものでございます。3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金4万2千円の減額補正につきましては診療件数の減によるものでございます。4目退職者被保険者等療養費、19節負担金補助及び交付金4万2千円の補正につきましては診療件数の増加によるものでございます。3ページをご覧下さい。2項高額療養費、2目退職者被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金138万9千円の補正については高額医療費の伸びによるものでございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費、19節負担金補助及び交付金50万円の補正及び4目退職者被保険者等高額介護合算療養費、19節負担金補助及び交付金10万円の補正につきましては、高額医療、高額介護合算制度に伴い補正を行

うものでございます。それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括表にてご説明申し上げます。5款前期高齢者交付金につきましては特定財源であり歳出でご説明いたしました。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第71号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第72号

議長（村尾富造君）

日程第14 議案第72号 平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第72号平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ241万1千円を減額し予算の総額を4千835万9千円とするものでございます。

第1条第1項につきましては、別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。それでは歳出よりご説明いたしますので事項別明細書の2ページをお開き下さい。今回の補正は交付書の追加印刷及び後期高齢者医療広域連合への納付金額の確定に伴い補正を行うものでございます。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、11節需用費、印刷製本費13万円の補正は普通徴収納付書の印刷経費でございます。特定財源その他13万円は一般会計繰入金でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金253万1千円の減額は後期高齢者医療広域連合への納付金額の確定に伴い、保険基盤安定負担金239万2千円及び事務費負担金13万9千円をそれぞれ減額するものでございます。特定財源その他253万1千円の減額は一般会計繰入金でございます。それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては、総括表でご説明いたします。3款繰入金につき

ましては特定財源であり歳出でご説明いたしました。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第72号 平成21年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第73号

議長（村尾富造君）

日程第15 議案第73号 平成21年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。焼酎事業所主査。

焼酎事業所主査

ただ今上程されました議案第73号平成21年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1千599万8千円を減額し予算の総額を歳入歳出それぞれ9千816万2千円とするものでございます。第2項につきましては別冊の事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正の概要でございますが、当初の計画で見込んでおりました財産収入1億円から11月末までの販売額5千954万4千円に前年実績で試算いたしました12月から3月までの財産収入を加え、不足が見込まれます1千873万8千円を減額させて頂き8千126万2千円といたします。繰入金につきましては274万円を増額します。歳出におきましては一部人件費の増額の他は製造数量、販売数量の減に伴います経費1千599万8千円を減額させて頂きます。

それでは驚色の焼酎事業特別会計事項別明細書の3ページをお開き下さい。歳出よりご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費は25万円の増額であります。4節共済費、共済組合負担金は25万円の増額であり負担率の改定によるものであります。2款製造費、1目醸造費は1千624万8千円の減額であります。7節賃金は156万円、11節需用費の消耗品費530万円、燃料費137万円、印刷製本費244万円、光熱水費45万円。12節役務費の手数料31万円。16節原材料費、加工用原材料費56万円。27節公課費、酒税385万5千円、消費税40万3千円をそれぞれ減額いたします。続いて、歳入について総括表でご説明いたしますので

1 ページをお開き下さい。1 款財産収入は1 千8 7 3 万8 千円の減額、3 款繰越金は2 7 4 万円の増額であります。1 款3 款共に一般財源であります。以上で説明を終わらせて頂きます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第7 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第7 3 号 平成2 1 年度清里町焼酎事業特別会計補正予算( 第1 号) については原案のとおり可決されました。

#### 日程第1 6 議案第7 4 号

議長（村尾富造君）

日程第1 6 議案第7 4 号 役場総合庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました議案第7 4 号役場総合庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は役場総合庁舎耐震補強工事であり、国の緊急経済対策に伴う補助金及び公共投資臨時交付金を活用し役場庁舎の改修を実施するものでございます。契約の方法は随意契約であり、8 社による指名競争入札を行いましたが1 回目の入札及び再度の入札におきましても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がありませんでしたので、地方自治法施行令第1 6 7 条の2、第1 項第8 号の規定に該当するものとし最低価格入札者と随意契約を結ぶものでございます。契約金額は1 億8 1 5 万円であります。契約の相手方は株式会社石井組であります。なお、予定価格は契約金額と同額であり、工期は請負契約締結の翌日から平成2 2 年1 0 月2 9 日までとなります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
異議なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第74号 役場総合庁舎耐震補強工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程17 議案第75号

議長（村尾富造君）

日程第17 議案第75号 診療所医療機器購入（その1）契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました議案第75号診療所医療機器購入（その1）契約の締結についてご説明申し上げます。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は診療所医療機器購入（その1）であります。購入する医療機器の概要はX線CT装置、X線TV装置、超音波診断装置などデジタル化対応の画像診断機器6点でございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は4千483万5千円となっております。なお、この予定価格につきましては4千749万1千500円でございます。契約の相手方は三好メディカル株式会社であり、納入期限は平成22年3月31日でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
異議なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第75号 診療所医療機器購入（その1）契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程18 議案第76号

議長（村尾富造君）

日程第17 議案第76号 診療所医療機器購入（その2）契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました議案第76号診療所医療機器購入（その2）契約の締結についてご説明申し上げます。本件につきましても条例の定めにより議会の議決を求めますのでございます。契約の目的は診療所医療機器購入（その2）であります。購入する医療機器の概要は自動血球計数装置、自動CRP測定装置、生体情報モニターなど、検査・測定機器7点でございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は778万500円となっております。なお、予定価格につきましては799万2千600円でございます。契約の相手方は三好メディカル株式会社であり、納入期限は平成22年3月31日でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第76号 診療所医療機器購入（その2）契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

ここで議事の日程の都合上、午後2時まで休憩といたします。

休憩 午前11時27分  
再開 午後 2時10分

議長（村尾富造君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。清里町水元町7番地、代表小松 晃氏よりお手元に配布のとおり要請書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

陳情第1号を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

議長（村尾富造君）

ここで副議長と交代いたします。副議長、登壇をお願いします。

（議長退席）

追加日程第1 陳情第1号

副議長（中西安次君）

議事を進めます。

追加日程第1 陳情第1 暴力事件の処理要請についてを議題とします。

副議長（中西安次君）

お諮りします。陳情第1号については会議規則第91条第2項に規定に基づき、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

副議長（中西安次君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

副議長（中西安次君）

陳情書の内容について、事務局長に朗読させます。

事務局長

陳情第1号をお手元にご用意願います。

それではご説明申し上げます。暴力事件の処理要請について、本件について、代表 小松 晃氏より、清里町水元町7番地外352名から別紙のとおり要請があったので、これを議会に付する。次のページをお願いします。

暴力事件の処理要請書、去る、平成18年12月6日午前10時10分頃、清里町役場庁舎三階廊下に於いて暴力事件が発生しました。その後、網走地裁民事裁判で有罪の判決がありましたが、被告人村尾富造氏は、不服として札幌高裁に控訴しておりましたが、21年10月26日付で一審を認め控訴を取り下げ、有罪が確定いたしました。従って、地方自治法の規定にある、規

律に反する行為であると思いますので、清里町議会として取り上げ処理しなければならない、重大事案であると思います。如何なる理由があろうと暴力行為は許されませんし、追放しなければなりません。民事裁判に於いて、暴力行為が認定されたことは、重大事案として受け止め処理されるよう、署名簿を添えて要請いたします。清里町水元町7 代表 小松 晃。

副議長

これから討論を行います。

まず、この陳情書を採択することに反対の方の発言を許します。

2番（加藤健次君）

本要請書の記載事案は個人的な民事に関する問題であり、議会として取り上げて処理する問題ではないと言うふうに考えます。

副議長（中西安次君）

次に、この陳情書を採択することに賛成の方の発言を許します。

副議長（中西安次君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

副議長（中西安次君）

これで討論を終わります。

副議長（中西安次君）

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情書について採決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（中西安次君）

起立少数です。したがって、陳情第1号 暴力事件の処理要請については不採択とすることに決定しました。

副議長（中西安次君）

議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

日程第19 意見案第14号

議長（村尾富造君）

会議を再開いたします。

日程第19 意見案第14号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 畠山英樹君。

3番(畠山英樹君)

意見案第14号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について、本件について、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成21年12月21日提出、提出者 清里町議会総務文教常任委員会委員長 畠山英樹。  
(以下、意見書朗読)

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから意見案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第14号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

お諮りします。ただ今可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

日程第20～日程第25 意見案第15号～意見案第20号

議長(村尾富造君)

ここで議事の都合上、日程第20 意見案第15号 農業共済制度の見直しに関する意見書についてから、日程第25 意見案第20号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書についてまで6件を一括議題とします。

6件についてそれぞれ提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸君。

4番(澤田伸幸君)

ただ今一括上程されました、意見案第15号から意見案第20号につきまして、提案理由の説明をいたします。なお、皆様のお手元には既に意見案が配布されておりますので、簡単に説明を

させていただきます。

まず、意見案第15号 農業共済制度の見直しに関する意見書は農業被害を補償する、現行の農業共済制度のより一層の充実を求める内容であります。降雷等の特殊災害時に対する補償や、補償割合の引き上げ及び選択制の措置、選別出荷が年度をまたぐ馬鈴薯・玉ねぎの共済金の仮払い制度導入などを要請するものであります。

次、意見案第16号 季節労働者対策の強化を求める意見書であります。日本経済の急速な後退による雇用・失業情勢の悪化は、季節労働者にも冬期間のみならず年間を通じた失業が広まり、生存さえ危ぶまれるという深刻な事態をもたらしております。抜本的な雇用・失業対策が求められているいま、特例一時金の日数を50日分に戻すことや、冬期援護制度の復活を含めた所得補償の実施等、季節労働者への支援対策を要請する内容であります。

次、意見案第17号 道立衛生学院の存続を求める意見書であります。看護師、保健師、助産師等を養成する道立衛生学院は、平成24年度卒業生をもって廃止の方針が打ち出されておりますが、地方の医療不安を解消し、地域医療を再生するためにも、医療従事者確保に寄与している本学院の存続を要望する内容であります。

次、意見案第18号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書であります。本年10月から実施されている雇用と住居を失った者に対する総合支援策であります。ワンストップ・サービスを制度化し機能の充実を図ること、及び生活保護制度の実施体制の確保、確実な財源保障など、総合的なセーフティネット体系の整備を要請するものであります。

次、意見案19号 平成22年度米戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書は平成22年度から実施される予定となっておりますが、特色ある地域農業の崩壊や生産現場の混乱、畑作三品を主体とする担い手の経営不振が懸念されております。また、輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農業についても、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えております。よって、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向け、記載の内容を要請するものであります。

次、意見案20号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書は、平成12年に現行計画が策定され、17年度の見直しを経て平成22年3月には閣議決定されることとなっております。新たな計画の策定に当たっては、現行法体系と戸別所得補償制度との整合を確保し、日本型食生活の優位性、及び食料自給力の拡大に対する国民的共通認識の醸成を前提条件とする事が必要であり、道内各地域の生産力の向上、及び持続可能な北海道農業の確立等が図られるよう、記載のとおり要望するものであります。

以上、6件の提案理由の説明とさせていただきます、意見書を提出するものであります。

平成21年12月21日、産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸。

議長（村尾富造君）

これから、6件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この意見案6件については、討論を省略し採決したいと思いますがご異議あり

ませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから、意見案第15号 農業共済制度の見直しに関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第15号 農業共済制度の見直しに関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に意見案第16号 季節労働者対策の強化を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第16号 季節労働者対策の強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に意見案第17号 道立衛生学院の存続を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第17号 道立衛生学院の存続を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に意見案第18号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、意見案第18号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に意見案第19号 平成22年度米戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、意見案第19号 平成22年度米戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に意見案第20号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、意見案第20号 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

お諮りします。ただ今可決されました6件の意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

#### 日程第26 発議第3号

議長（村尾富造君）

日程第26 発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、記載のとおりの内容で議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって本件については原案のとおり派遣することに決定しました。

#### 閉会宣言

議長（村尾富造君）

これで、本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第8回清里町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時40分